

## 大和市告示第63号

大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大木 哲

### 大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付要綱（平成27年3月31日大和市告示第70号）の一部を次のように改正する。

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、災害に強い街づくりを推進するため、大規模地震を原因とする火災発生時の対策として、既存の木造住宅等の不燃化改修工事及び避難安全性を確保するバリアフリー化改修工事に要する費用に対し補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する建築物又は建築物の部分（共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分に限る。）をいう。
- (2) 不燃化 住宅において、外壁、軒裏、開口部、内装等で防火性能を持たない既存部分を、防火性能を持つものに交換又は改修することをいう。
- (3) バリアフリー化 移動に支障をきたす段差等の解消、移動を補助する器具等の取付けその他これらに類する避難安全対策を行うことをいう。
- (4) 市内施工業者 市内に事業所を有する改修工事を業として営む事業者であって、見積書及び領収証書を当該事業所の所在地で発行できるものをいう。

#### （補助対象建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する木造の住宅であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条及び第53条の規定に適合し、又は改修工事の実施により適合することとなる。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱により既に補助金の交付を受けている補助対象建築物は、補助の対象としない。ただし、複数世帯で区分登記されている場合は、それぞれの区分された住

宅について補助の対象とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助対象建築物の所有者であり、かつ、本市に住民登録を行っていること。
- (2) バリアフリー化改修工事に要する費用に対する補助金については、当該世帯を構成する者のいずれもが介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する要介護者又は同法第4項第2号に規定する要支援者の認定を受けていないこと。
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象の経費)

第5条 補助対象となる経費は、補助対象者が市内施工業者により行う補助対象建築物の不燃化又はバリアフリー化改修工事費に係る50,000円以上の費用（以下「改修工事に係る経費」という。）とする。

- 2 併用住宅において、住宅以外の部分と住宅部分の改修工事を合わせて行う場合は、住宅部分の改修に係る費用のみを当該改修工事に係る経費とする。
- 3 改修工事に係る経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まれないものとする。

(補助対象となる改修工事)

第6条 補助金の交付の対象となる改修工事は、別表第1に掲げる対象工事であって、新築（棟別の増築を含む。）を除き、当該改修工事に伴い必要となる補修工事を含むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、建築基準法その他の法令に違反する改修工事及び市長が適当ではないと判断した改修工事は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第7条 不燃化・バリアフリー化改修工事に係る補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 破風を含む軒裏（以下「軒裏等」という。）を不燃化する改修工事 改修工事に係る経費に2分の1を乗じて得た額又は200,000円のいずれか低い方の額とする。
- (2) 前号以外の改修工事 改修工事に係る経費に2分の1を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い方の額とする。
- 2 前項各号に定める改修工事の区分のいずれにも該当する場合においては、補助金の額は、前項

各号に掲げる金額を合算した額とし、200,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、改修工事の着手前に、大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 改修工事に係る見積書の写し
- (2) 設計図書又は工事概要が分かる図書
- (3) 工事内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに補助金の交付の適否を決定し、その結果を大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付・不交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において必要があると認めるときは、条件を付することができます。

(申請内容の変更)

第10条 補助対象者は、改修工事の内容を変更しようとするときは、変更に係る工事の着手前に大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付変更申請書及び第8条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更承認等)

第11条 市長は、前条の規定による変更の承認又は不承認を、大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付決定変更承認・変更不承認通知書により行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助対象者は、第8条の規定による申請を取り下げようとするときは、大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付決定取消通知書により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付前に第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) その他市長が取り消す必要があると認めたとき。

(工事完了報告等)

第14条 補助対象者は、改修工事が完了したときは、大和市不燃化・バリアフリー化改修工事完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月15日までのいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 改修工事に係る領収書の写し
- (2) 改修工事を行った部分の施工前、施工中及び施工後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を確認しなければならない。

(交付金額の確定通知)

第15条 市長は、前条の規定により改修工事が適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金確定通知書を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 補助対象者は、前条の通知を受けた場合においては、速やかに請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第17条 補助対象者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第18条 この要綱で使用する書式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

種別	No.	対象工事	備考
不燃化改修工事	1	軒裏等の不燃化工事	軒裏及び外壁を不燃材料にしたり、防火構造とすることにより、隣家等の火災からの延焼に有効となる工事をいい、窓廻りの防火性能向上のほか、防火ダンパー付きの換気扇への交換工事等も含む。
	2	外壁の不燃化工事、不燃性塗料による塗装工事等	
	3	防火性能のある雨戸、シャッター等の設置及び交換工事	
	4	窓ガラスを網入ガラスへの交換工事	
	5	内壁、天井、床などの内装の不燃化工事	火災発生の抑止及び火災の延焼時間を遅らせることにより避難時間を確保することを目的とした工事
	6	防炎性カーテンの設置工事	
	7	感震ブレーカー等への交換工事	
	8	補強コンクリートブロック造の塀の除却工事	道路に面するもの、玄関から道路までの避難経路に面するもので、高さが1メートル以上の補強コンクリートブロック造、万年塀等の除却工事
バリアフリー化改修工事	9	床の段差解消及び滑り防止工事	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げ、固定式スロープの設置等を行う工事（滑りにくい床材への交換工事等を含む。）をいい、可動式の段差解消板、スロープ等は含まれない。
	10	浴室の改良工事等（床のノンスリップ化、出入口段差解消等）	
	11	和式から洋式便器への交換工事	発災直後の避難を容易にするための工事
	12	手すりの設置工事	手すりを転倒予防又は移動若しくは移乗動作に資することを目的として取り付ける工事
	13	廊下幅等の拡張工事	介助用の車椅子で容易に移動するため通路又は出入口の幅を拡張する等の工事
	14	開き戸から引き戸への扉交換工事	

別表第2（第18条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付申請書	第8条
第2号様式	大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付・不交付決定通知書	第9条
第3号様式	大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付変更申請書	第10条
第4号様式	大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付決定変更承認・変更不承認通知書	第11条
第5号様式	大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付取下申請書	第12条
第6号様式	大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金交付決定取消通知書	第13条
第7号様式	大和市不燃化・バリアフリー化改修工事完了実績報告書	第14条
第8号様式	大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金確定通知書	第15条